



米国における賠償リスク

懲罰的賠償金とその特徴

小林 通也 Michinari Kobayashi

リスクエンジニアリング事業本部 リスクエンジニアリング部
主任コンサルタント



はじめに

2014年4月、日系大手製薬メーカーに対して、約6,000億円（状況によっては約9,000億円）という超巨額の懲罰的賠償金を課す陪審評決がルイジアナ州西地区連邦地裁において出された（本件については、まだ、陪審評決段階であり、最終的な裁判官判決ではないが、本稿でも紹介する懲罰的賠償金に対する考え方を踏まえると、裁判官判決の段階や、その後の控訴や上告段階で大幅に減額される可能性は高いと思われる。しかし、改めて、米国における賠償リスクの大きさを思い起こした事例といえるだろう）。

こうした巨額な賠償リスクが潜在する米国では、独特の訴訟制度が発展しており、欧州や日本などと比較すると、一見、異質に感じる部分も多くある。しかし、それらは、訴訟における公平性、透明性、柔軟性をより積極的に担保しようとする考え方から生まれてきたものである。特に市民の救済や保護に関しては、欧州や日本では、保険や行政による規制が大きな役割を果たしているのに対し、米国では、相対的に訴訟という制度が大きな役割を果たしていることも強く影響している。

近年、グローバル化が進み、ビジネスの世界もボーダレスの時代を迎えている。このような中、米国におけるビジネス展開に直接的に影響を与える文化や商慣習といった現地の特徴については、企業内で理解が進み、情報共有化もおこなわれている。しかし、訴訟制度などリスク面から見た特徴については、一度は理解が進んだ時期があったものの、時とともに薄らいでしまっていないだろうか。

本稿では、こうした背景を踏まえ、米国における賠償リスクを懲罰的賠償金の視点から整理し、企業が米国での賠償リスクに対応するに当たり、改めて、留意しておきたいポイントを紹介していくこととする。

1. 米国における基本的な司法制度と訴訟発生状況

米国では、州の独立性を重んじた司法制度を採っており、その中で、複数の裁判所が設置されている。また、そのような司法制度のもとで多数の損害賠償訴訟が報告されている。

1.1. 基本的な司法制度

米国には、各州に設置されている「州裁判所」と、全米をいくつかのブロックに分けて設置されている「連邦裁判所」の2種類の裁判所がある（図1）。連邦裁判所は、基本的に海事事件や倒産事件、知的財産事件、米国全体に対する不法行為事件などを専属的に扱い、州裁判所は、州内で完結している事件を専属的に扱っている。基本的に事案の管轄権に違いはあるものの、連邦裁判所と州裁判所の関係はほぼ並列的な位置づけとなっている。また、州裁判所は、州によって2審制もしくは3審制を採っている。

損害賠償訴訟は、州裁判所でも扱われるが州籍相違事件¹の場合は、連邦裁判所でも扱われる。企業側から見ると原告（事故の被害者）が所在する州の裁判所より、連邦裁判所の方がより客観的な審理環境にあるといえる。

なお、その他の司法制度の特徴としては「訴訟手続法（広範囲の証拠開示手続）²」や「陪審員制度³」が挙げられるが、いずれも、原告側に有利に作用する傾向がある。

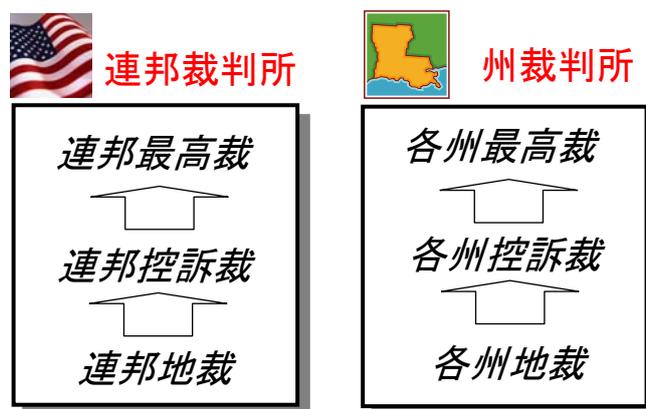


図1 米国の基本的な司法制度⁴

1.2. 訴訟の発生状況

米国における民事賠償にまつわる訴訟の発生状況を確認するため、ここでは連邦地裁での提訴件数を見てみたい。図2は、連邦地裁に提訴された訴訟件数を分野別に整理したものである。「契約にまつわる訴訟」は緩やかな減少傾向にあり、2011年時点で約3万件/年程度の提訴数となっている。一方、「不法行為責任にまつわる訴訟」は増加しており、2011年は2000年と比較して、2倍以上の約8万件となっている（この不法行為責任にまつわる訴訟の提訴数には、人身傷害/製造物責任にまつわる訴訟の提訴数が含まれており、近年では、「人身傷害/製造物責任にまつわる訴訟」が不法行為責任にまつわる訴訟の約8割弱を占めている）。なお、環境関連事案や独占禁止法事案については、おおよそ700~1,000件の間で推移している。

このような結果から、現在の米国では、賠償問題は個別の契約という視点の議論から、より一般的な不法行為責任という視点での議論に移り変わってきているといえる。これは、何らかの損害発生に対して、被害者と直接の契約関係になくとも、損害の原因に関与した企業や団体が賠償責任の追及を受ける可能性が、一

¹ 「異なる州の市民の間の争い」もしくは「州の市民と、外国もしくはその市民の間の争い」を州籍相違事件という。製造物責任訴訟においては、被告企業側と原告側の所在地が異なることが非常に多いので、州籍相違事件として連邦裁判所にて扱われるのが通常である（請求額5万ドル以上）。

² 近年、企業側における情報の電子化が進んだことを受け、電子的に保存されている情報の開示を可能とする電子開示（e-discovery）も認められるようになってきている。

³ 一般市民から無作為で陪審員を選任し、訴訟審理に参加、裁判官の判決の前に陪審員による評決を定める制度。一般市民の感覚が評決に大きく反映されるため、同じ一般消費者である原告側に好意的な結論となることもある。なお、基本的に陪審員評決は重視・尊重されるが、法（デュー・プロセス条項）に照らして逸脱した結論である場合には、裁判官によって、陪審評決に対し「再審理（new trial）」を命じたり、「評決無視の判決（judgement notwithstanding verdict(n.o.v.))」が下されることもある。なお、デュー・プロセス条項（Due process clause）とは「何人も法の適正な過程によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない」とする合衆国憲法等において定められている条項である。

⁴ 当社作成

層高まってきたことを示すものと考えられる。企業としては、単に契約条項や約款のみの遵守だけではなく、さらに広く、社会一般に対する責務を果たしていくことが強く求められていることを再認識する必要がある。

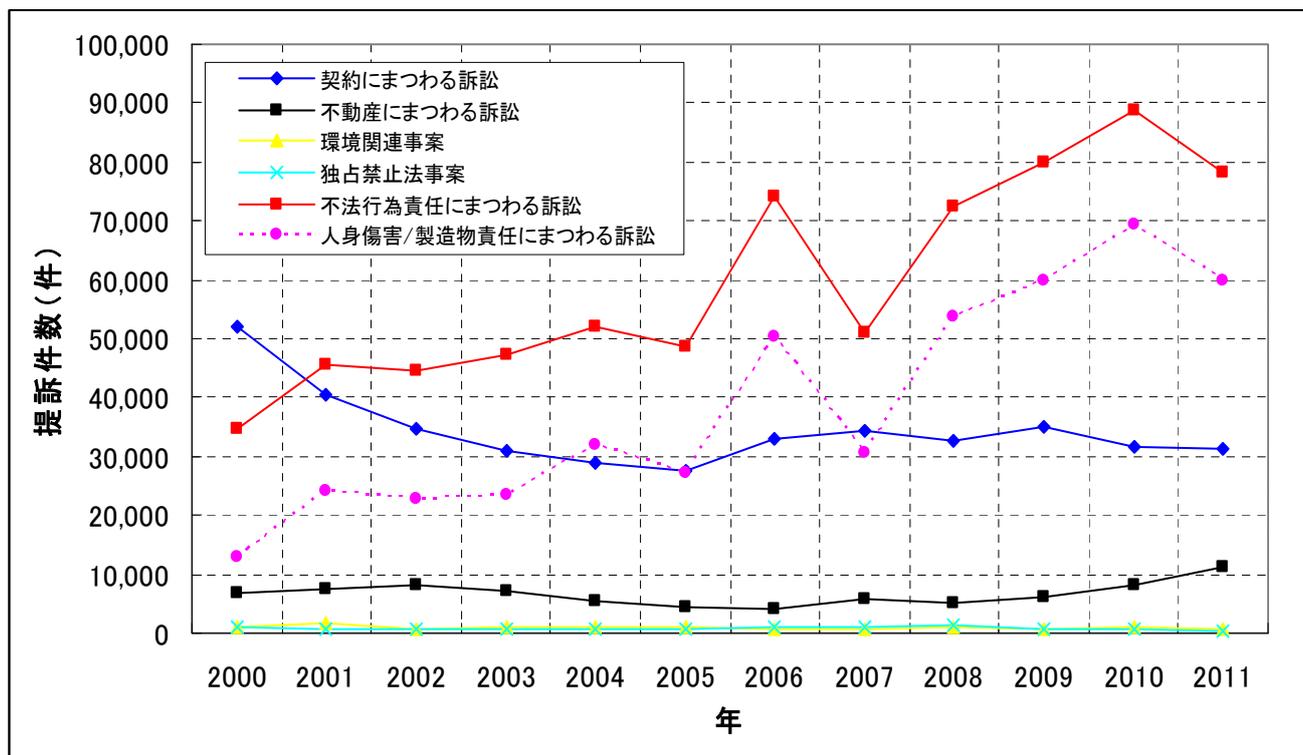


図 2 米国連邦地裁における民事訴訟の提訴件数⁵

2. 米国での損害賠償訴訟における賠償金の種類

米国での損害賠償訴訟において、被告企業が敗訴し、賠償金が課される場合、2種類の賠償金が存在する。一つは、他国でも見られる「補填的賠償金」で、もう一つが、米国独特の「懲罰的賠償金」と呼ばれるものである。特に懲罰的賠償金については、その考え方、また、巨額になりうるという点で、非常に独特なものになっている。

2.1. 補填的賠償金とは

訴訟において、被告（企業等）が敗訴した場合、原告（被害者）に支払うべき賠償額として、主に下記のような項目があり、これらの項目全体を「補填的賠償（Compensatory damages）」と呼んでいる。米国では、判例を見てみると、この補填的賠償でも、他国と比較して高額になる傾向がある。

- ・ 治療費、入院費（対人）、修理/交換費用（対物）
- ・ 経済的損害（収入減少など）
- ・ 非経済的損害（肉体・精神的損害に対する慰謝料）

⁵ UNITED STATES COURT Statistics (<http://www.uscourts.gov/Home.aspx>)（アクセス日：2014年5月9日）で公開されているデータに基づき当社作成。あくまで連邦地裁提訴件数であり、州裁判所提訴案件も含めると、さらに多くの訴訟が起こされていると推測される。

2.2. 懲罰的賠償金とは

訴訟において、被告側に故意/悪意性が強いと判断された場合に、補填的賠償とは別に課される賠償である。「被告の故意/悪意性に対する処罰」と、これによる「類似案件の再発防止」を目的とした賠償金となっている（しかし、実際には、一般市民である陪審員が判断の一部を担うため種々、印象といった不確実かつ不明瞭な主観要素が影響を与える可能性は否定できない）。メーカーなどの企業が被告の場合では、「事故発生前に危険性を知っていたにも関わらず、対策を怠った」「コスト削減などビジネスを優先し、本来、おこなわれべき対策が不十分であった」等の理由よりこの「懲罰的賠償」が課されるケースが報告されている。

不法行為責任における「懲罰的賠償」の金額は、非常に高額になることがあり、過去には「補填的賠償」の数百倍という金額が「懲罰的賠償」として課されたケースも存在した。しかし、2000年初頭、あまりに高額な「懲罰的賠償」は、訴訟における「デュー・プロセス条項³」に反するとの議論が起これ、連邦最高裁判所より「懲罰的賠償は補填的賠償の一桁倍以下（10倍未満）とすべき」との指針が出された（しかし、指針そのものには、法的な強制力は無く、近年でも州裁下級審などでは10倍を越える懲罰的賠償が課されるケースも見受けられる）。

この指針により、「懲罰的賠償」に対して、金額的な制限が考慮されるようになり、一部の州では、州法（不法行為法）の中で、自主的に懲罰賠償の金額に上限を設けたり、運用に制限をかけるところも出ている。

3. 懲罰的賠償金に関する州法の定め

先にも触れた通り、懲罰的賠償金に関しては、一部の州では、州法（不法行為法）の中で、その金額に上限を設けたり、運用に制限をかけている。しかし、依然として、懲罰的賠償金に対して、何ら上限/制限をかけていない州（アリゾナ・ルイジアナ・ミシガン・ペンシルバニア等）、個別事案の状況に対する州裁判所の判断にゆだねている州（ジョージア・アイオワ・ミネソタ・ミシシッピ等）もある。特にこうした州では、懲罰的賠償金に関する判断は、より流動的になる。

なお、各州裁判所における争いでは、当然、その州の州法に基づく審理がされる。連邦裁判所における争いの場合（州籍相違事件¹等）は、まず、どの州の州法を実体法⁶として選択するのかを決定した上で、審理が進められる。したがって、連邦裁判所での争いでも、州法が大きく影響してくる。例えば、懲罰的賠償金について上限/制限のある州の州法が選択されれば、上限/制限を念頭に置いた審理⁷がされる。一方、上限/制限のない（もしくは判断を裁判所にゆだねている）州の州法が選択されれば、陪審員にとっても、裁判官にとっても、懲罰的賠償に関する判断が、より自由なものになってくる。

こうした背景を鑑み、懲罰的賠償について、何らかの上限を設けている主な州について、基本的な上限規定を整理した（表1）。ただし、ここに挙げた各州とも、「被告に意図的な行為があった」「不当利益を得る目的でなされた」「人身傷害発生蓋然性を知りながら行われた」等と判断された場合や訴訟の種類（環境汚染や製造物責任、労働災害等）、訴訟の形態（集団訴訟等）によっては、必ずしも、ここで記した懲罰的賠償金の基本的な上限規定が適用されるとは限らないことを注意しておきたい。

⁶ 実体法：実体法とは、法律関係自体を定める法のことをいい、民法、商法、刑法等がこれに当たる。手続法とは、実体法が定める法律関係を実現するための手続関係を定める法のことをいい、民事/刑事訴訟法がこれに当たる。

⁷ 近年では薬害にまつわり製薬メーカーの製造物責任が追及された訴訟において、フロリダ州中地区連邦地裁がニュージャージー州法を適用、「FDAに承認された薬の場合、ニュージャージー州では懲罰的賠償金を認めていない」と判断している。この案件では、原告側は「実際の被害はペンシルバニア州で発生した」として、ペンシルバニア州法の適用を求めている（Dopson-Troutt v. Novartis Pharmaceuticals Corp. フロリダ州中地区連邦地裁 2013年7月22日）。

表 1 懲罰的賠償金について上限規定を定めている主な州⁸

州	懲罰的賠償金の基本的な上限規定	州法
アラバマ	人身傷害ケースの場合、補填的賠償金額の3倍、または150万ドルのいずれか大きい方	Ala. Code § 6-11-21
アラスカ	補填的賠償金額の3倍、または50万ドルのいずれか大きい方	ALASKA STAT. § 09.17.020 (f) &(g)
アーカンソー	補填的賠償金額の3倍、または25万ドルのいずれか大きい方	Ark Code Ann. § 16-55-208(a)
コロラド	補填的賠償金額を超えない	Colo. Rev. Stat. Ann. § 13-21-102(1)(a) & 102(3)(a)-(b) 2004
コネチカット	補填的賠償金額の2倍	Conn. Gen. Stat. Ann. § 52-240b § 47a-46
フロリダ	補填的賠償金額の3倍、または50万ドルのいずれか大きい方	Fla. Stat. § 768.73.(1)(a)(b)
アイダホ	補填的賠償金額の3倍、または25万ドルのいずれか大きい方	Idaho Code § 6-1604(3)
イリノイ	補填的賠償金額(経済的損害額)の3倍	§ 735 ILCS 5/2-1115.05(a)
インディアナ	補填的賠償金額の3倍、または5万ドルのいずれか大きい方	Ind. Code Ann. § 34-51-3-4.
カンサス	被告企業の年間総収入または500万ドルのいずれか低い方	Kan. Stat. Ann. § 60-3701 (e) Kan. Stat. Ann. § 60-3701 (f)
ミズーリ	50万ドル、または原告に認められた「正味の賠償金額(補填的賠償金額)」の5倍のいずれか大きい方	Mo Rev. Stat. § 510.265(2006)
モンタナ	1,000万ドル、または被告の正味資産の3%のいずれか低い方	Mont. Code Ann. § 27-1-22
ネバダ	補填的賠償金が10万ドルを超える場合、補填的賠償金の3倍	NEV. REV. STAT. § 42.005
ニュージャージー	35万ドルまたは、補填的賠償金の5倍のいずれか大きい方	N.J. Stat. Ann. § 2A:15-5.148b
ノースダコタ	25万ドルまたは、補填的賠償金の2倍のいずれか大きい方	N.D.Cent. Code § 32.03.2-11(4)
オハイオ	補填的賠償金の2倍	ORC Ann. 2315.21.(D)(2)(a) ORC Ann. 2315.21.(D)(6) ORC Ann.2315.21.(D)(2)(b) ORC Ann. 2315.21.(D)(6)
オクラホマ	10万ドルまたは、補填的賠償金額のいずれか大きい方	Okla. Stat. Ann. tit. 23, § 9.1.(B)(2) Okla. Stat. Ann. tit. 23, § 9.1.(C)(2)
テキサス	経済的損害額(補填的賠償金)の2倍に、陪審が評決した75万ドルを超えない範囲での非経済的損害(慰謝料など)を加えた額、または20万ドル	Tex. Civ. Prac. & Rem. Code § 41.008.(b)、§ 41.008.(c)
バージニア	35万ドル	Va. Code Ann. § 8.01-38.1

⁸ 株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント SJRM PL クラブ PL 情報会員ニュース No.168 (2010年) より引用

4. 懲罰的賠償金に関する過去の代表的な判例

懲罰的賠償金は非常に巨額になる可能性を秘めている。それゆえに、訴訟における「デュー・プロセス条項」との相反について、長らく議論になっている。ここでは、過去の懲罰的賠償に関する代表的な判例を振り返り、懲罰的賠償金についての大まかな議論の経緯を確認しておきたい。なお、ここで挙げた判例以外にも人種差別といった要因でも懲罰的賠償が議論された訴訟が存在する⁹。

4.1. 自動車の販売にまつわる訴訟¹⁰

【事件概要】

1990年1月、原告は、アラバマ州の自動車正規ディーラーで、スポーツセダンを約4万ドルで購入した。9ヶ月ほど、走行した後（そのとき、外見から再塗装には気がつかなかった）、原告は、外装をデコレーションするため、その車を独立系ディーラーに持っていったところ、その車が再塗装されたものであるとの指摘を受けた。

【訴訟概要】

原告はだまされたと考え、「被告は、新車ではなく、再塗装された車であることを説明することを怠っており、重要な事実を隠蔽した」「再塗装された車は、新車より価値は低い」「全くの新車と比較して、おおよそ10%低い価値しかないことを突き止めるために4,000ドルを要した」と主張、欧州系自動車メーカーの現地法人と販売店をアラバマ州裁判所に提訴した。これに対して、被告は「新車におこなったちょっとした補修についてまで説明する義務はなく、本件もその範囲内である」「原告の車両は、工場で生産された直後のものと同様の品質であり、これは原告の主張と相反している」「誠実な対応に対する懲罰的賠償は不適切である」と反論した。

本件について、アラバマ州の下級審では「原告の実損害は4,000ドル」「アラバマ州を含む14州で、約1,000台の再塗装された車を新車として販売した」という原告提出の証拠に基づき懲罰的賠償金を算定、懲罰的賠償金を400万ドルとした陪審評決が下され、下級審判決として認められた。しかし、アラバマ州最高裁では、管轄外の州でおこなわれた行為も含めて懲罰的賠償を算定したとして、懲罰的賠償金は200万ドルに減額された。

本件は、その後、連邦最高裁で審理されることになり、最終的に連邦最高裁は、デュー・プロセス条項の観点から200万ドルの懲罰賠償が過大であると判断した。このとき、連邦最高裁は、懲罰的賠償について、高額であるかどうかを実体的に審査していくため、より具体的に下記の3つの定性的な判断基準を示した（特に①が懲罰的賠償金の妥当性を判断する上で、最も重要な要素であるとした）。

- ①損害と因果関係のある被告の行為に関する非難可能性の程度（故意/悪意/重過失の程度）
- ②補填的賠償金と懲罰的賠償金の比率
- ③同種の案件において、刑事や規則上、認められる、または課される制裁措置（罰金等）との比較

⁹ 2002年3月、2箇所の工場に勤務していたアフリカ/メキシコ系従業員らが「差別的な服装を強要されるなどの嫌がらせについて会社が改善措置を講じず、敵意に満ちた職場環境を継続した」と主張、雇用主の米系自動車メーカーに対して慰謝料1,000万ドルと懲罰的賠償74億ドルを求める訴訟をミシガン州地裁に提訴するといった案件も報告されている。

¹⁰ BMW of North America, Inc. v. Gore, 517 U.S. 559(1996)

【賠償金の変遷】

- ・ 補填的賠償金：4,000 ドル
- ・ 懲罰的賠償金：400 万ドル（アラバマ州下級審陪審員評決/裁判官判決）
200 万ドル（アラバマ州最高裁判官判決）
200 万ドルは過大（連邦最高裁判決）

4.2. 自動車の欠陥にまつわる訴訟¹¹

【事故概要】

1993 年、ロサンゼルスで、米系自動車メーカー製の乗用車が交差点で信号待ちしていたところ、酔い運転の車に追突され燃料タンクから出火。最終的に車両全体が炎上し、乗っていた 6 人が重度のやけどを負った。

【訴訟概要】

原告は「燃料タンクの位置が後部バンパーに近過ぎ、保護が不十分だった」等、車両の設計に欠陥があったと主張、米系自動車メーカーに対して、懲罰的賠償も含めた損害賠償を求め、カリフォルニア州地裁に提訴した。訴訟における証拠開示手続の中で、事故前から米系自動車メーカーは内部調査で欠陥を認識しており、事故の事前予防策であるリコールの実施費用と個別事故に起因した訴訟コストを比較するなど、人命軽視とも捉えられる社内文書の存在が明らかになった結果、1999 年、高額な懲罰的賠償金（48 億ドル）を課す陪審評決が下された。しかし、地裁裁判官は「懲罰的賠償を認めた陪審評決は妥当であるものの、金額は過大である」「懲罰的賠償金は、補填的賠償金の 10 倍、もしくは被告メーカーの自己資本の 2%」と判断、10 億 9,000 万ドルに減額した。

その後、2001 年、カリフォルニア州控訴裁は「全体的に感情と先入観に影響を受けた陪審評決は容認できない」「10 億 9,000 万ドルという懲罰的賠償金は、被告メーカーの行為の範囲とその影響に対して、明確な関連付けがされない限り、正当化できない」「当時、ほぼ業界の標準設計といえるものであり、すべての行政基準に準拠していた被告メーカーの設計に対して課される懲罰的賠償金としては非常に過大であることに疑いはない」と判断、地裁判決を破棄した。最終的には、原告と米系自動車メーカーとの間で和解が成立したことで本件は終了した。

【賠償金の変遷】

- ・ 補填的賠償金：1 億 700 万ドル
- ・ 懲罰的賠償金：48 億ドル（カリフォルニア州地裁陪審員評決）
10 億 9,000 万ドル（カリフォルニア州地裁裁判官判決：ただし控訴裁にて破棄）

4.3. 保険金支払いにまつわる訴訟¹²

【事件概要】

1981 年、ユタ州で、原告は妻とともにドライブをしていた。原告は 2 車線ハイウェイを走行していたが、前に 6 台のバンが走行していたため、それらを追い越そうとした。しかし、誤って追い越し斜線ではなく反対車線に入ってしまった。このとき、反対車線を走行していた小さな車は、原告の車との衝突を避けよう、ハンドルをきったため、車のコントロールを失い、別の車と衝突、運転手は死亡、

¹¹ Anderson v. General Motors, No. BC116926 (L. A. Super. Ct 1999)

¹² State Farm Mutual Automobile Insurance Co. v. Campbell, 538 U.S. 408 (2003)

衝突された車の運転手も人身傷害を負った（原告は無傷であった）。

その後、被害者によって起こされた訴訟の中で、原告は「自分に過失はない」と主張したものの、事故後におこなわれた調査では異なる結果が出ており、原告が事故の原因であったことが裏づけられた。しかし、原告の保険を付保していた保険会社は被害者からの填補上限額での和解の申し出を拒否し、その責任を争うことにしたため、原告は、訴訟において 100%過失の陪審評決を受けることになり、その賠償額は和解案における金額より高いものになってしまった。

【訴訟概要】

こうした状況に対し、原告は不誠実、詐欺、そして精神的苦痛を意図的に加えたことを理由として、保険会社に対し、損害賠償を求め、ユタ州裁判所に提訴した。ユタ州の下級審では、被告の保険会社に対し、填補的賠償金 260 万ドル、懲罰的賠償金 1 億 4,500 万ドルの陪審評決が課されたが、裁判官判決としては填補的賠償金 100 万ドル、懲罰的賠償金を 2,500 万ドルに減額された。

その後、上訴により、ユタ州最高裁で審理されることとなったが、懲罰的賠償金は 1 億 4,500 万ドルに戻された。これを受け、被告の保険会社が連邦最高裁に上訴、懲罰的賠償金について審理されることになった。最終的に連邦最高裁は、1 億 4,500 万ドルの懲罰賠償額は、先の「欧州系自動車メーカーのケース（「4.1.自動車の販売にまつわる訴訟」(P6)）」で示された 3 つの判断基準に照らして、デュー・プロセス条項に違反すると判断した。

①非難可能性の程度

被告保険会社は、原告に対する行為についてのみ罰せられるべきであり、ユタ州裁判所の懲罰賠償に関する判断には、原告の損害とは関連がない行為に対する懲罰と抑止が含まれている。

②補填的賠償金と懲罰的賠償金の比率

- ・基本的には、比率が 10 倍未満の範囲がデュー・プロセス条項に適合しているといえる（ただし、非難可能性が強いのにに対して、補填的賠償金が少額のような場合は、10 倍を超えてもデュー・プロセス条項に適合する可能性はある）。
- ・補填的賠償金が、十分である場合は、10 倍未満の範囲でもさらに比率を下げ、懲罰的賠償金を補填的賠償金と同額としてもデュー・プロセス条項に適合しているといえる。

③刑事や規則上、認められる、もしくは課される制裁措置（罰金等）との比較

本件に最も関連するユタ州法と照らした場合の民事制裁金が 1 万ドルに対して、本件、懲罰的賠償金は 1 億 4,500 万ドルであり、この金額を妥当とするには根拠が不十分である。

【賠償金の変遷】

- ・補填的賠償金：260 万ドル（ユタ州下級審陪審評決）
100 万ドル（ユタ州下級審裁判官判決）
- ・懲罰的賠償金：1 億 4,500 万ドル（ユタ州下級審陪審評決）
2,500 万ドル（ユタ州下級審裁判官判決）
1 億 4,500 万ドル（ユタ州最高裁裁判官判決）
1 億 4,500 万ドルは過大（連邦最高裁判決）

4.4. タバコによる健康被害にまつわる訴訟（その1）¹³

【訴訟概要】

1996年、喫煙によって肺気腫になったと主張する医師らとニコチン中毒患者約70万人が、1,960億ドルの懲罰的賠償も含めた損害賠償を求め、米系大手タバコメーカー5社をフロリダ州地裁に集団提訴した。フロリダ州地裁では、補填的賠償金1,270万ドルと懲罰的賠償金1,450億ドルを認める陪審評決が下され、地裁裁判官もこれを支持した。しかし、控訴審では懲罰的賠償金について「過度に高額」と退けられ、最終的に、本件は最終的にフロリダ州最高裁で審理されることになった。

フロリダ州最高裁は、陪審員が下した「タバコが癌の原因であり、含有物質であるニコチンには中毒性があるという因果関係」、「不相当に危険な商品であるタバコを市場に流通させたことに対する製造物責任」、「メーカーがタバコの健康被害や中毒性について、誤った情報を流したという不当表示」を認めつつも、1,450億ドル（約14兆5,000億円、1ドル=100円換算）の懲罰的賠償金はデュー・プロセス条項に反する」として、控訴審と同様に、これを破棄した。なお、具体的な健康被害があったとされた原告2人への補填的賠償金680万ドルの支払いも認められた。

【賠償金の変遷】

- ・補填的賠償金：1,270万ドル（フロリダ州地裁陪審評決/裁判官判決）
680万ドル（フロリダ州最高裁裁判官判決）
- ・懲罰的賠償金：1,450億ドル（フロリダ州地裁陪審評決/裁判官判決）
請求破棄（フロリダ州控訴審判決/フロリダ州最高裁判決）

4.5. タバコによる健康被害にまつわる訴訟（その2）¹⁴

【訴訟概要】

タバコメーカーが40年間行ってきた宣伝キャンペーンでおこなわれた「喫煙は危険なものではない（安全で中毒性も無い）」という説明を信じ、40年以上喫煙をしたことによって肺癌で死亡した男性の妻が、米系大手タバコメーカーを詐欺と過失責任に基づきオレゴン州地裁に提訴した。地裁の陪審は「たばこ業界の出した偽りの情報が男性をだました」と判断、被告メーカーに対し、補填的賠償金として、約82万ドル、懲罰的賠償金として7,950万ドルを認める陪審評決を下したものの、オレゴン州地裁の裁判官は、懲罰的賠償金は過大だと判断し3,200万ドルに減額した。しかし、その後の州控訴審では、懲罰的賠償金について陪審評決額7,950万ドル（約79億5,000万円）が復活し認められた。

続いて、本件は、連邦最高裁で審理されることになったが、連邦最高裁は、過大な懲罰的賠償金と陪審への説示の不備を理由に、この判決を破棄、オレゴン州最高裁に差し戻した。ところがオレゴン州最高裁は、州控訴審の判決を追認した。このような連邦最高裁と州裁判所の見解の相違が埋まらない状況が続き、連邦最高裁は二度の差し戻し判決をおこなった後、三度目は懲罰的賠償に関する審理をおこなわず、上訴を受けないと判断、結果的に、補填的賠償に対して97倍の懲罰的賠償が確定となった。

¹³ Engle v. Liggett Group Inc., 945 So. 2nd 1246 (2006)

¹⁴ Philip Morris USA v. Williams, 549 U.S. 346 (2007)

【賠償金の変遷】

- ・ 補填的賠償金： 82 万ドル（オレゴン州地裁陪審評決/裁判官判決）
- ・ 懲罰的賠償金： 7,950 万ドル（オレゴン州地裁陪審評決）
 - 3,200 万ドル（オレゴン州地裁裁判官判決）
 - 7,950 万ドル（オレゴン州控訴裁裁判官判決）
 - 破棄、オレゴン州最高裁に差し戻し（連邦最高裁）
 - 7,950 万ドル（オレゴン州最高裁）
 - 破棄、オレゴン州最高裁に差し戻し（連邦最高裁）
 - 7,950 万ドル（オレゴン州最高裁）
 - 上訴受付拒否（連邦最高裁）により、7,950 万ドル確定

4.6. 大規模な海洋汚染にまつわる訴訟¹⁵

【事件概要】

1989 年 3 月、原油タンカー バルディーズ号が、アルコール依存症による船長の飲酒行為や船員の船長指示の不実施が原因で、アラスカのプリンス・ウィリアム・サウンドで座礁、船体に亀裂が発生し、積載量の約 20%にあたる 1,100 万ガロン（24 万バレル）の原油を流失した。この事故によりアラスカ州の海岸線約 1,900km が原油により広範囲に汚染された。

【訴訟概要】

1994 年 5 月、被害を受けた約 32,000 人の周辺住民は、タンカーを所有管理していた米系石油企業に対し、損害賠償を求め、アラスカ州連邦地裁に提訴した。連邦海事法案件として審理が進む中で、陪審は、まず漁業者に対する補填的賠償金を 2 億 8,700 万ドルと評決（アラスカ原住民は 2,250 万ドルの補填的賠償金で和解成立）、最終的には補填的賠償金を合計 5 億 750 万ドルとした。続いて、1994 年 10 月、陪審は米系石油企業に対して 50 億ドル、船長に対して 5,000 万ドルの懲罰的賠償金を評決した。そして、1996 年 5 月、アラスカ州連邦地裁はこれらの陪審評決を追認した。

その後、懲罰的賠償金について、アラスカ州地区連邦地裁と第 9 巡回区連邦控訴裁の間で 10 年以上、判決と破棄差し戻しが繰り返され、2007 年 10 月、ついに連邦最高裁での審理がおこなわれることになった。

連邦最高裁は、海事案件における懲罰的賠償金の判断基準について検討、まず、文言的な判断基準については、予測不能な懲罰的賠償金発生之余地が残るため、採用しなかった。これにより、連邦最高裁は、数値的な制限に注目、絶対的な基準となる金額が存在しないことから、上限値（最高限度額）の設定はおこなわず、懲罰的賠償金と填補賠償金を連動させる比率に対する制限を検討した。

具体的には、懲罰的賠償金と補填的賠償金の比率に関する統計的な調査研究結果において、多くの場合、補填的賠償金が懲罰的賠償金を上回っていることに注目、これと予想不能で不必要な懲罰的賠償金の発生可能性を予防したいという観点から、1 : 1 の比率が海事事件における適正な上限であると判断した。この判断により、本件における懲罰的賠償金は 5 億 750 万ドルまで減額された。

¹⁵ Exxon Shipping Co. et al v. Baker et al. USSC No. 07-219 (2008)

【賠償金の変遷】

- ・ 補填的賠償金：5億750万ドル（アラスカ州連邦地裁陪審評決/裁判官判決）
 - ※漁業者に対しては2億8,700万ドル（一部原告とは、2,250万ドルで途中和解成立）
- ・ 懲罰的賠償金：50億ドル（アラスカ州連邦地裁陪審評決/裁判官判決）
 - 破棄、アラスカ州連邦地裁に差し戻し（第9巡回区連邦控訴裁判決）
 - 40億ドル（アラスカ州連邦地裁判決）
 - 破棄、アラスカ州連邦地裁に差し戻し（第9巡回区連邦控訴裁判決）
 - 45億ドル（アラスカ州連邦地裁判決）
 - 破棄、25億ドル（第9巡回区連邦控訴裁判決）
 - 5億750万ドル（連邦最高裁）

4.7. 懲罰的賠償金に関する判断の潮流

これまで紹介してきた判例を見てみると、米国における懲罰的賠償の位置づけ、金額について、様々な議論がおこなわれてきていることがわかる。ここで、その議論の変遷を簡単にまとめてみると、1996年の「4.1. 自動車の販売にまつわる訴訟（P6）」で、連邦最高裁が、定性的ではあるものの懲罰的賠償金についての3つの判断基準を示したことにより、懲罰的賠償金に対する金額的な制限に道筋が付き始めたといえる。そして、2003年の「4.3. 保険金支払いにまつわる訴訟（P7）」において、初めて、連邦最高裁により、補填的賠償金と懲罰的賠償金の比率に関して、10倍未満（single-digit）という数値的な基準が示された。その後、2008年、海事案件ではあるものの「4.6. 大規模な海洋汚染にまつわる訴訟（P10）」において、連邦最高裁は、補填的賠償金と懲罰的賠償金の比率は1：1が適切と判断し、2003年に示された10倍未満という数値基準を一步進めた形とした。

また、そもそも、懲罰的賠償金を課すか否かについても、連邦最高裁は「非難可能性の程度」という視点を重視しており、被告側の非難されるべき行為と実際に発生した損害との因果関係をしっかりと関連付けることが必要であると考えているようである。「4.2. 自動車の欠陥にまつわる訴訟（P7）」では、証拠開示によって明らかになった被害拡大防止策であるリコールの費用とそのまま放置したときの訴訟費用を比較した文書により、陪審員は感情的とも受け取れる判断を下したものの、その後の控訴審では、被告側の非難可能性が熟慮された。背景には、こうした考え方が影響を与えたものと思われる。

このような経緯から、少なくとも連邦最高裁は、懲罰的賠償金について、感情論主体の勸善懲悪的な運用に歯止めをかけ、あくまで、法の範囲内で適切に運用すべきという意図を持っているとおもわれる。

しかし、「4.5. タバコによる健康被害にまつわる訴訟（その2）（P9）」のように、こうした連邦最高裁の考え方に、一部の州裁判所が従わないケースもあり、各州の独立性が重視される米国の特徴が、懲罰的賠償に関する米国全体的な考え方の形成に対して、阻害要因になっているのが現状といえる。

5. 懲罰賠償金に関する数値的な傾向

先に紹介した判例の影響もあり、一般的に懲罰的賠償金は非常に巨額になるというイメージがある。ここでは、懲罰的賠償金の金額について、米国全体でのおおまかな傾向について確認してみたい。懲罰的賠償金の傾向については、米国司法省統計局（The Bureau of Justice : Statistical agency of the U.S Department of Justice）が2005年時点の状況を取りまとめたレポート¹⁶を2011年に公表しており、概要把握に非常に有用な資料となっている。

5.1. 原告側が懲罰的賠償金を求めた州裁判所の訴訟

州裁判所で扱われた不法行為責任に基づく訴訟（サンプル数約16,000件）の約10%の案件において、原告側は懲罰的賠償金を求めている。原告側が勝訴した訴訟（約8,600件）に限っても、同様に約10%の案件において原告側は懲罰的賠償を求めていたという状況であった。特に名誉毀損や横領といった、故意/悪意性が問われやすい部類の訴訟では、30%以上の案件で懲罰的賠償金が請求されている。また、企業が巻き込まれやすい製造物責任訴訟では、12%の案件で懲罰的賠償金が請求されている。

したがって、おおよその感覚では、不法行為責任に基づく訴訟10件にあたり1件程度の頻度で懲罰的賠償金が請求される実体にあるといえる。

5.2. 州裁判所で懲罰的賠償金が課された場合の金額分布

州裁判所で取り扱った不法行為責任に基づく訴訟で、懲罰的賠償金が課された場合の金額は、全体（サンプル数254件）（図3）のうち、83%が100万ドル未満であった。したがって、懲罰的賠償金と一言で言っても、その金額の大きさは全体で均してみると常に巨額というわけではないことがわかる。しかし、100万ドル以上の割合も17%と決して低いものではなく、特に賠償資力が一定ある企業の場合は、100万ドル以上となる可能性は、依然として潜在しているといえる。

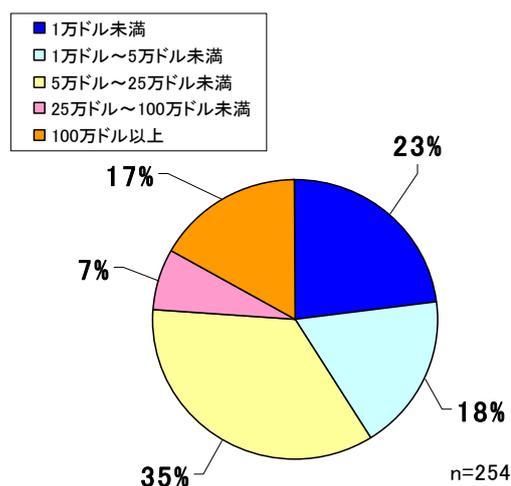


図3 懲罰的賠償金が課された場合の金額分布¹⁷

5.3. 州裁判所で課された補填的賠償金と懲罰的賠償金の比率

前述した通り、補填的賠償金と懲罰的賠償金の比率は、長らく米国司法界の中で議論されてきた重要な要素である。州裁判所で取り扱った全般的な民事訴訟（サンプル数631件）における補填的賠償金と懲罰的賠償金の比率（図4）について見てみると、全体の76%は3倍以下となっている。これは、懲罰的賠償金に上限を設けている州の基本的な上限規定が3倍以下となっていることが多いこと（P5）や、連邦最高裁による10倍未満（single-digit）の数値的基準が影響しているものと思われる。

しかし、3倍より大きいケースも、全体の24%を占めており、そこでの補填的賠償金と懲罰的賠償金の中央値の比率は約16倍となっている。したがって、先に紹介したような予測できない超高比率のケースを除けば、おおよそ4回に1回は補填的賠償金の20倍程度の懲罰的賠償金が課される可能性を想定しておきたい。

¹⁶ 「Punitive Damage Awards in State Courts, 2005」 (<http://www.bjs.gov/content/pub/pdf/pdasc05.pdf>) (アクセス日: 2014年5月9日)
 ここでのデータは全訴訟データに基づくものではなく、サンプル調査結果に基づくものである。

¹⁷ 「Punitive Damage Awards in State Courts, 2005」に基づき、当社が作成。

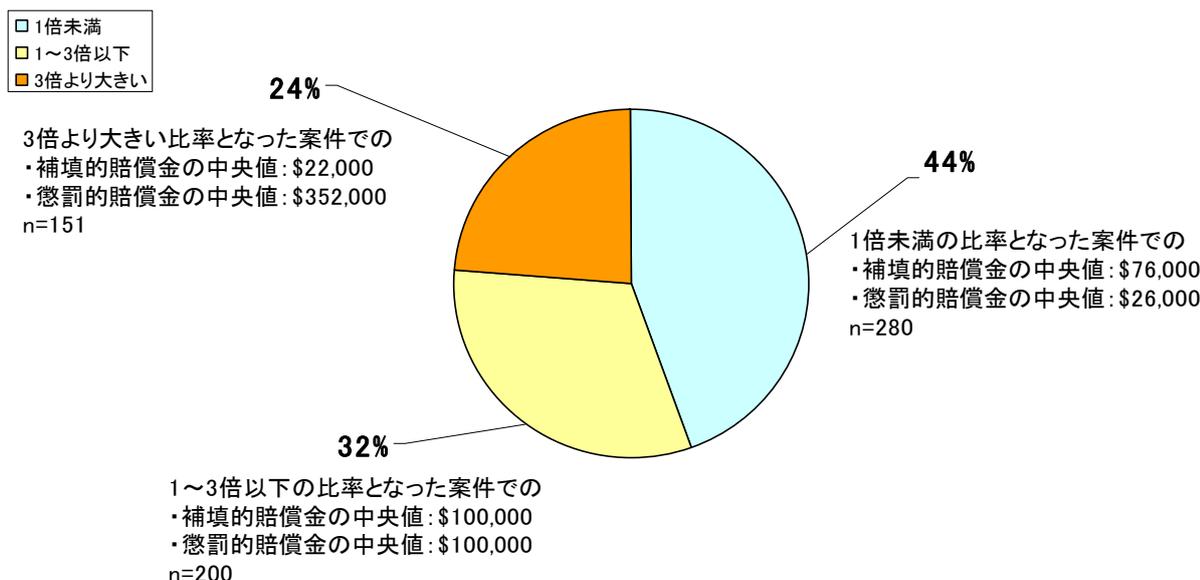


図 4 補填的賠償金と懲罰的賠償金の比率¹⁸

6. 懲罰賠償金の視点から見た企業における注意ポイント

これまで、米国の独特の賠償金である懲罰的賠償金について紹介してきたが、この種の賠償リスクの管理を考える前に、まず、懲罰的賠償金について、次に挙げる2つのポイントを確認しておきたい。

1つ目は、基本的に保険によるリスクヘッジができない範疇となっていることである。一般論的に広く賠償リスクの管理手段の1つとして、保険という方法があるものの、懲罰的賠償金については、非常に巨額になる可能性があること、また、この制度が悪意/故意性に対する懲罰を目的としているという背景もあり、保険の対象とすることができない州（カルフォルニア・フロリダ・ニュージャージー等）が存在する。

2つ目は、事前に懲罰的賠償金を回避するためにこれを実施すれば十分という汎用的な対応を策定できないということである。これは、裁判所で懲罰的賠償金が審理されるうえで、被告側の非難可能性（悪意/故意性）を判断するのが第三者である陪審員と裁判官であり、明確・明瞭な詳細判断基準が存在するわけではないからである。

こうしたポイントを前提としたうえで、ここでは、過去の訴訟において、争点となった視点（要因）を紹介していきたい。

6.1. 被害者や社会に対する誠実な対応という視点

被告側が被害者や社会に対して、誠実な対応（いわゆる good faith）を執っていたか否かが、被告側の非難可能性（悪意/故意性）の判断に大きな影響を及ぼす。特に「事故/事件/トラブルに対する対応体制」や「社内文書」の中で、隠蔽や利益第一主義等（bad faith）と受け止められかねない部分がある場合、懲罰的賠償金の発生につながる可能性が高まるといえる。

¹⁸ 「Punitive Damage Awards in State Courts, 2005」に基づき、当社が作成。

【事故/事件/トラブルに対する対応】

基本的に、企業側の思い込みを極力排し、被害者や社会側の立場や視点を重視した対応が望まれる。具体的には個別の事故/事件/トラブルに対する対応の中で、単にそうしたクレームを受け付けたというだけで終わらず、企業として可能な範囲で個別に客観的な事実の確認/調査をおこない、それに基づいた自主的な判断/対応につなげていくことが重要である。例えば、最終的な因果関係が明確になる前でも、社会的な責務を果たすという判断で、リコール等の被害拡大防止/被害者救済措置を積極的に実施するといった行動が挙げられる。

なお、こうした判断/対応を決断するのは、基本的に企業の経営層であるが、経営層に情報が伝達されるまでに時間がかかり、結果として、判断/対応が遅れてしまうことがある。企業側としては、故意/悪意性は皆無であり、不可抗力とも感じるかもしれない。しかし、そうした事情は、あくまで企業側の事情に過ぎないと受け取られる可能性がある。したがって、速やかな社内報告の徹底も重要になってくる。

【社内文書における表現】

万が一、訴訟が発生した場合、証拠開示手続きの中で、企業は各種文書の提出が求められる。こうした文書は、通常、訴訟が発生する前に社内で作成される。したがって、当然ながら、作成時には、訴訟の中で公開されるという視点では作成されず、あくまで、その時点での業務上の目的に対して作成される。しかし、過去の訴訟では、このような単純な文書の作成目的の違いに起因した表現が故意/悪意性を示す根拠として扱われてしまったケースもある。例えば、製品安全や安全管理、環境対応等について、コスト低減の視点で取り上げた社内文書や事前に危険性を予見したと捉えられる資料には注意したい。

6.2. 陪審員・裁判官に対する誠実な対応という視点

訴訟時の証拠開示手続きの中で、様々な文書の開示が求められる。時として、訴訟発生後に開示対象となった文書が、通常、社内文書規定に従って廃棄されてしまうことや、開示請求時に見つけられず、後々になってようやく出てくることもある。当然、本質的には単純な手違いや時間的な制約に起因したものではあるが、被告側の非難可能性（悪意/故意性）を判断する陪審員や裁判官は、こうした状況を証拠隠滅/隠蔽として捉えてしまう可能性がある。

したがって、訴訟時に開示対象となった文書について、適切な保全が図れるか、また、速やかに見つけることができるか、といった視点で社内体制を振り返ることが重要になってくる。

おわりに

近年のグローバル経済の中で、各国市場はよりフラットに結びついているが、懲罰的賠償金という制度は、2009年12月、中国でも権利侵害責任法という法律の中で本格的に導入された。米国、中国と世界経済の中で大きなボリュームを占める2つの市場において、懲罰的賠償金制度が存在している現状を踏まると、グローバルなビジネスを進めるうえで、この制度の存在をぜひ、意識しておいていただきたいとおもう。

企業の利益と成長を追う中で、ともすればビジネスのプラス面しか見えなくなってしまう時もあるが、そうした時にこそ、背面に隠れる賠償リスクというマイナス面をどれだけ想定しておけるかが重要になってくるのではないだろうか。

ところで、日本には懲罰的賠償金の制度は無く、米国で課された懲罰的賠償金の日本国内強制執行も日本の最高裁判所は否定している（日系機械メーカーのケース：1997年7月判決）。しかし、これだけ経済のグ

ローバル化が進み、企業が、米国や中国に現地資産を多く保有、海外市場への売り上げ依存も高くなってきている状況では、こうした日本国内の法的判断は、企業にとってあまり意味をなすものではないのかもしれない。

参考文献

- UNITED STATES COURT Statistics (<http://www.uscourts.gov/Home.aspx>)
- 株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント SJRM PL クラブ PL 情報会員ニュース No.168 (2010年)
- 「Punitive Damage Awards in State Courts, 2005」 (<http://www.bjs.gov/content/pub/pdf/pdasc05.pdf>)

執筆者紹介

小林 通也 Michinari Kobayashi

リスクエンジニアリング事業本部 リスクエンジニアリング部
主任コンサルタント
専門は製造物責任を中心とした企業賠償責任、製品安全

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントについて

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社は、株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社を中核会社とする NKSJ グループのリスクコンサルティング会社です。全社的リスクマネジメント (ERM)、事業継続 (BCM・BCP)、火災・爆発事故、自然災害、CSR・環境、セキュリティ、製造物責任 (PL)、労働災害、医療・介護安全および自動車事故防止などに関するコンサルティング・サービスを提供しています。

詳しくは、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントのウェブサイト (<http://www.sjnk-rm.co.jp/>) をご覧ください。

本レポートに関するお問い合わせ先

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社
リスクエンジニアリング事業本部 リスクエンジニアリング部
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル
TEL : 03-3349-4309 (直通)